2015 年 10 月 9 日発行　第 2 号

フォスター・フォーラム通信

（良質な金融商品を育てる会）

私たちはこんな団体です

～消費者の立場で、基本から、最新情報を交えて～

- 金融の分野に特化した消費者市民グループです。
- 一般消費者が金融経済について学ぶことを支える活動や、行政・団体への提言活動を行っています。
- 消費者団体との連携を行っています。

2004 年設立。活動の中心となる基本会員、会の趣旨に賛同し活動をサポートする一般会員、メールマガジンが届くメルマガ会員で構成。メールマガジンを希望される方は当会ホームページからお申し込みください。(http://fosterforum.jp)

当会が考える「良質な金融商品」とは？

1. シンプルで分かりやすいこと
2. コスト（手数料等）が適正で、明確に開示されていること
3. 組成・販売において適合性の原則に合致していること
4. 商品やサービスの供給者としての責任を全うしていること

●2015 年の活動報告

１月　『生命保険に関する学習会』第１回を開催。ライフネット生命の出口治明会長から、作り手の視点から見た「日本の生命保険の現状と将来」についてお話をうかがいました。

３月　『生命保険に関する学習会』第２回を開催。保険ジャーナリストの石井秀樹氏から、乗り合い代理店の現状や改正保険業法の施行で保険の販売がどう変わるか、お話をうかがいました。

５月　『生命保険に関する学習会』第３回を開催。当会代表で、金融庁での保険業法改正の審議に委員参加した丹野美絵子が「消費者の視点から保険に求めるもの」について報告しました。

８月　当会オリジナルの金融リテラシー・チェック・テストの開発に向けて、ブレーン・ストーミングを行いました。

８月　消費者委員会の河上正二委員長にインタビューをしました。インタビュー記事は当会ホームページ(http://fosterforum.jp)からお読みいただけます。

９月　『消費者情報』2015 年９月号に「ここが問題！ 高齢者をめぐる金融商品トラブル」を寄稿。

10 月　「くらしフェスタ東京」に出展。

年末までに金融リテラシー・チェック・テストの完成を目指しています。ご期待ください。

Foster Forum

投資詐欺の被害者にならないための金融リテラシー

投資詐欺にあわないためには、投資の話をもちかけられた時に、取引相手（会社）が合法的な業者かどうかを確認する必要があります。その方法として適切ではないものはどれ？

1. もらったパンフレットに記載されているホームページにアクセスして、会社の資本金や役員を確認する。
2. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC（フィンマック））に電話して聞く。
3. 金融庁の利用者相談室に電話をして、登録・届出業者かどうかを確認する。

答えは１。

取引相手の作ったホームページに書かれていることだけで、取引相手を信じるのは危険です。

わが国には金融商品取引法という法律があり、投資商品を販売する業者は、「金融商品取引業者」として内閣総理大臣に登録又は届出することが義務づけられています。
投資詐欺をはたらく業者は、この登録・届出を受けず（＝金融庁の監督を逃れて）違法に営業を行っていることが多いのです。
取引を行う際に、登録・届出業者かどうかを確認するようにしましょう。

「登録・届出業者」は金融庁のホームページに公表されています。
また次のところに問い合わせて確認することができます。

★ 金融庁　金融サービス利用者相談室　０５７０−０１６８１２
（平日１０時～１７時）　　＊ＩＰ電話からは０３−５２５１−６８１２

★ 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC（フィンマック））　０１２０−６４−５００５
（平日１０時～１７時）
FINMACとは、日本証券業協会など法律に基づく5つの自主規制団体の連携・協力の下に運営されている機関であり、金融庁や法務省から認証を受けています。

★ お近くの消費生活相談センター
番号がわからない時は「**消費者ホットライン　１８８（いやや）**」に電話してください。
お近くの消費生活センターにつながります。

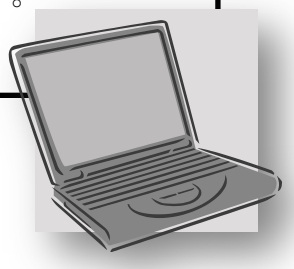

Foster Forum